

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
1-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としてことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘の通り、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
1-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないのか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
1-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
1-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とするべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
1ー5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1ー1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
2ー1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていくことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1ー2の修正内容も含めて修正しています。
2ー2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。）」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
2ー3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。）」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。）」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
2-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
2-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
3-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのか疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
3-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないのか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
3-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが 適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として 定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発 達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」 と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁によ り継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける 状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身 体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の 心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるもので あって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と 定義されていることから、本条例においても、障害者基本法 の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正しま す。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義 と同じ旨を明記します。
3-4	P1	第2条(定義)につい て (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会 福祉団体等とするべきでないか。もしくは、公益社団法人、 医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべ きである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3 条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに 合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを 地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民 自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない 存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で 働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治 会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法 人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も 含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法 人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義し ていることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉 団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定 義と同じ旨の説明を追記します。
3-5	P2	第6条(基本的施策) について (1)多様性の理解と 男女共同参画の推 進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」 とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多 様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているた め、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女 共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べた ように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共 同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となります が、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号 で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除 することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっと り、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
4-1	P1	第2条(定義)につい て (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでくださ い。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男 女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており 「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有がで きていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支 援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問 に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを 付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重す る社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先さ れるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いに かかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性として いることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコ メント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集してい ます。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向 けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国 籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、 幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、 インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えてお り、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、 引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のと おり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1 号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定 義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により 一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自 治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
4-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないのか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
4-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
4-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
4-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
5-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのか疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘の通り、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
5-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
5-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
5-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
5-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
6-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていくことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
6-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないのか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
6-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
6-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
6-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
7-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
7-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
7-3	P1		★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが 適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として 定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発 達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」 と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁によ り継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける 状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身 体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の 心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるもので あって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と 定義されていることから、本条例においても、障害者基本法 の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正しま す。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義 と同じ旨を明記します。
7-4	P1	第2条(定義)につい て (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会 福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、 医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべ きである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3 条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに 合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを 地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民 自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない 存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で 働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治 会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法 人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も 含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法 人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義し ていることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉 団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定 義と同じ旨の説明を追記します。
7-5	P2	第6条(基本的施策) について (1)多様性の理解と 男女共同参画の推 進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」 とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多 様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているた め、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女 共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べた ように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共 同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となります が、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号 で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除 することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのつ と、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
8-1	P1	第2条(定義)につい て (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでくだ さい。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男 女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており 「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有がで きていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支 援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問 に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを 付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重す る社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先さ れるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いに かわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としてい ることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコ メント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集してい ます。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向 けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国 籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、 幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、 インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えてお り、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、 引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のと おり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1 号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定 義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により 一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自 治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
8-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないかと 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
8-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
8-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。 なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
8-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、 基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
9-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのか疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘の通り、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
9-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。）」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
9-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。）」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。）」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
9-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とするべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
9-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
10-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
10-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
10-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)」があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
10-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
10-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
11-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
11-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
11-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが 適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として 定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発 達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」 と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁によ り継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける 状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身 体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の 心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるもので あって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と 定義されていることから、本条例においても、障害者基本法 の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正しま す。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義 と同じ旨を明記します。
11-4	P1	第2条(定義)につい て (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会 福祉団体等とするべきでないか。もしくは、公益社団法人、 医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべ きである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3 条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに 合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを 地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民 自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない 存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で 働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治 会、NPOを市民等として定義しています。 なお、NPOは法 人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も 含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法 人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義し ていることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉 団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定 義と同じ旨の説明を追記します。
11-5	P2	第6条(基本的施策) について (1)多様性の理解と 男女共同参画の推 進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」 とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多 様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているた め、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女 共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べた ように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共 同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となります が、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号 で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除 することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、 基本理念にのっと り、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
12-1	P1	第2条(定義)につい て (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでくださ い。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男 女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており 「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有がで きていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支 援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問 に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを 付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重す る社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先さ れるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いに かかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性として いることから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコ メント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集してい ます。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向 けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国 籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、 幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、 インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えてお り、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、 引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のと おり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1 号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定 義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により 一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自 治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
12-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
12-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
12-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とするべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
12-5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1-1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
13-1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであらうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘の通り、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1-2の修正内容も含めて修正しています。
13-2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
13-3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
13-4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とするべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
13－5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1－1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
14－1	P1	第2条(定義)について (1)男女共同参画	障害当事者(児)家族の意見を聞かずに決めないでください。 多様性を尊重する社会の推進に関する条例であるのに、男女共同参画を強くイメージさせるのはいかがであろうか。 作成された男女共同参画室の意見が強く反映されており「多様性」という意味を流山市各部担当課が理解、共有ができていないと感じます。 特に多様性を積極的に支援しなければいけない障害者支援課など、障害者団体からの意見は聞かれたのかが疑問に思います。 それを踏まえて(素案)内容の上記部分に対して★マークを付けて述べさせていただきます。 ★(1)と(2)は記載の順が逆であるべき。多様性を尊重する社会の推進に関する条例なので男女共同参画が優先されるのは適当ではない。	本条例は、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりに違いがあることを多様性としていくことから、市で策定した条例(素案)に対して、パブリックコメント手続の中で、障害者の方を含め広く意見を募集しています。 男女共同参画については、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものと考えており、男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き取り組むことを明確にしたものですが、御指摘のとおり、男女共同参画を強く連想させるものであり、第6条第1号を削除し、それに伴い第2条第1号の男女共同参画の定義も削除します。	有	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。 ※ 1－2の修正内容も含めて修正しています。
14－2	P1	第2条(定義)について (2)多様性	★(2)障害者の有無等とは何を意味しているのか。障害当事者を有無等などと簡単に表現するのは理念条例には適していないのではないのか 障害者の医学的意味、社会参加の多様性であるならば有無等の(等)は何を意味しているのか。障害等なのではないか？ 「性別等、年齢、国籍、障害の有無」等の属性と言う意味ならば文章の適性を検討すべき	「障害の有無」の障害については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義していることから、本条例においても、障害者基本法と同じ意味での障害と考えています。 また、障害の有無等の「等」は、先に例示した、性別等、年齢、障害の有無、国籍の4つ以外のその他の違いであり、例えば、人種の違いや育ってきた文化の違いがあります。 御意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、例示の順序を入れ替えるとともに人種を例示に加えます。併せて、前文の表記も同様に修正します。	有	(前文) 流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。 (2)性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。 (3)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
14－3	P1	第2条(定義)について (3)性別等	★性別等の定義があるのであれば、障害の定義もあるのが適当である。障害等であるならばそれも踏まえて(4)として定義を作成すべき 例 障害 障害者基本法 第2条(定義)において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
14－4	P1	第2条(定義)について (4)市民等	★NPOと入れるのであれば公益・非営利団体または社会福祉団体等とすべきでないか。もしくは、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人など適切に明記すべきである。	(4)市民等の定義については、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号において定義されており、本条例でもそれに合わせています。 自治基本条例の解説では、「市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在として、第1号に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。」としており、NPO、事業者とも広く定義していることから、御指摘の公益・非営利団体または社会福祉団体等についても含まれるものと考えています。 御意見を踏まえ、条例の解説に追記します。	有 (解説)	(解説) P6 市民等について、流山市自治基本条例第3条(定義)第2号に規定する定義と同じ旨の説明を追記します。
14－5	P2	第6条(基本的施策)について (1)多様性の理解と男女共同参画の推進	★「(1)多様性の理解と男女共同参画、障害福祉の推進」とすべきではないか。	第6条第1号に「障害福祉」を追加することについては、多様性の定義には、障害の有無による違いも含まれているため、考えていません。 また、多様性の定義には、性別等の違いも含まれ、「男女共同参画」もそれに含まれていることから、No.1－1で述べたように「男女共同参画」を強く連想させることから、「男女共同参画」を削除します。 これにより、第1号は「多様性の理解の推進」となりますが、多様性の理解を進める施策については第2号と第5号で具体的に述べていることから、第6条第1号をすべて削除することとします。	有	(基本的施策) 第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。 (1)多様性の理解を深めるための教育 (2)多様性に配慮した防災及び災害対策 (3)多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 (4)多様性を理解するための広報及び啓発 (5)多様な生き方を選択できる環境づくり
15－1		全般	「誰もが自分らしく暮らせるまち」 タワーマンションや高層ビル群が立ち並び、公園や緑の樹木がどんどん伐られゆくまち。鳥や獣が行き場を失い多くの植物が絶滅してゆく。人口を増やすが、福祉や医療、教育の予算は切り崩されてゆく今の流山市の政策には反対です。 人を呼び入れる広告料は他の市民の為に使用するべきです。箱物作りは止め、自然を増やし、農業を推進する条例にと望みます。 以上、単に形式のみのコメント募集・一方的な説明で終わりにするいつもの政策にならないよう望みます。	本条例は、流山市において多様性を尊重する社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、並びに市及び市民等の責務等を明らかにすることにより、様々な違いを個性として尊重し受け入れ、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを実現することを目的として制定するものです。 頂いた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。	無	
16－1	P1	第3条(基本理念)について (2)	誰もが、一人ひとりの違いや少人数である故の、不当な差別を受けないこと。	誰もが、一人ひとりの違いを認め合うことは、それが少人数であってもそれぞれを認め合い理解し尊重することであり、差別的取扱いを禁止するものであることから、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P7 一人ひとりの違いや少人数であることに対する、不当な差別的取扱いや偏見は人権侵害に当たったり、それに繋がりがかねない旨を明記します。
16－2	P2	第7条(市民等の役割)について (1)	市民等は、多様性を尊重する社会への理解を深め、市が実施する施策に積極的に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。 (市民等の役割) 第7条 市民等は、多様性を尊重する社会への理解を深め、市が実施する施策に積極的に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。	多様性を尊重する社会を推進することは、市だけでできるものではなく、市民等の積極的な協力が不可欠であることから、条文に「積極的に」を追加します。	有	(市民等の役割) 第7条 市民等は、多様性を尊重する社会の理解を深め、市が実施する施策に積極的に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。 2 事業者は、事業活動において多様性を尊重する社会の推進のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
16－3		素案の解説	素案の解説のうち、第2条(3)の部分において、LGBTのことが説明されていますが、その他にXとかQと呼ばれる人もいることを加えたほうが良いと思います。	御意見を踏まえ、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 LGBTにQを加え、その説明を明記します。

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
16-4	P2	第6条(基本的施策)について	基本的施策の第6条には実施するリストがあげられていますが、これらを年間計画の中で、いつ実施するのか、どの部所が担当するのかを決めないと、時間が経過して何も出来ない状況が生まれる可能性があります。	第5条の条例の解説で述べたように、市では現在においても一部の施策に取り組んでいます、すでに実施している施策も含めて、多様性を尊重する社会の推進に向け取り組む施策を体系的に整理・検討し、進行管理を行っていきます。	無	
16-5	P1	第6条(基本的施策)について	流山市は就学前の子どもから学童期に至り多くの子どもたちが生活しています。その中で、障害のある子ども、外国から来日している子どもも、課題のある子どももいます。このためインクルーシブ教育が求められていますので、新しく(5)として、成人の視点だけではなく、「子どもたちへの配慮」の視点も加えてはどうでしょうか。 (案) インクルーシブ教育を行うことによって、小さい時から多様性を尊重する社会の大切さを知る。	多様性には、年齢や障害の有無も含まれることから、御意見の「子どもたちへの配慮」についてもその中に含むものと考えています。 特別な支援を要する子どもたちについて、市教育委員会では一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るため、切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。また、交流及び共同学習を進めることで、互いの違いを認め補い合う環境づくりを進めています。 今後も、特別な支援を要する子どもたちに限らず多様な特性を持っている子どもたちへの配慮に取り組むことによって、インクルーシブ教育を目指していきます。	無	
17-1		素案の解説	条例には、多様性のための差別的取り扱いの禁止、不当な差別的取り扱い防止施策推進等について規定している。障害者差別解消法が制定され合理的配慮義務について規定されていることは周知の事実であり、市民の皆さんが障害者差別解消について関心を持ち理解が進むように条例解説に書き込んで欲しい。	御意見を踏まえ、条例の解説を修正します。 また、市民が障害者差別の解消について関心をもち、理解が進むよう、引き続き啓発をしていきます。	有 (解説)	(解説) P8 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(平成25年法律第65号)」、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年条例第52号)」等においても、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供は、障害を理由とする差別として定めている旨を明記します。
18-1		素案の解説	性差別だけでなく「ジェンダー差別」の語も入れたほうが良い。シスジェンダー、ヘテロセクシャルなど、多数派を表す語も紹介すべき。	本条例は、「男女共同参画」「性の多様性」を主に定めているものでなく、広く多様性を尊重する社会の推進を定めています。 広く市民等に理解をいただくために、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 性的マイノリティの説明については、LGBTQのほか、Xジェンダーやノンバイナリーとともに、対義語のシスジェンダーやヘテロセクシャルについても明記します。
18-2		素案の解説	「生きづらさ」という語は、差別という社会構造の問題を、個人の「気の持ちようの問題」かのように矮小化する恐れがあります。	御意見を踏まえ、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P7 不当な差別的取扱いや偏見は、それを行う側の無理解や無意識によるものがあり、差別を受ける側の問題ではない旨を明記します。
18-3		素案の解説	トランスジェンダーの説明として『『体/心』の性』という説明は、多数派＝シスジェンダーの人々の誤解を招きやすく、「生まれたときに割り当てられた性」などのほうがよい。	御意見を踏まえ、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P6 トランスジェンダーの説明を修正します。 生まれた時に割り当てられた性と心の性に違和感がある人。身体の性別と異なる性別で生きる又は生きたい人。
18-4		全般	国立市のアウトティング禁止条例なども参考にすべき。「生きづらい」どころではなく、差別、迫害で自死に追い込まれる人もいる。	第4条第1項において、「何人も、多様性による不当な差別的取扱いにより、他人の人権を侵害してはならない」としており、この「不当な差別的取扱い」にアウトティングも含まれるものと考えています。	無	
18-5		素案の解説	資料2-P5「企業が女性蔑視の発言や外国籍の採用を拒否する」という文章は「企業が女性蔑視の発言をしたり～」が正しいのでは。	御意見を踏まえ、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P8 「企業が女性蔑視の発言をしたり、外国籍の採用を拒否する。」と修正します。
18-6		その他	性別は「男性/女性」に限らず、ノンバイナリーの人などもあります。包括的差別禁止法制定を国に求めていく(意見書を上げる等)。	性別等の定義は、男性、女性及び性的マイノリティとしています。性的マイノリティには、ノンバイナリーの方々も含まれています。性のあり方は、様々な組み合わせがあり、全てを表記することは難しいため、条例の解説ではその一部を掲載しています。 包括的差別禁止法については、国において議論すべきことと考えています。	無	

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例 修正案
18-7		全般	学校、職場などにおける包括的セクシャリティ教育、人権教育の実施が不可欠。外国人参政権の実現(長年日本に住んでいるのに投票すらできない人たちは、基本的人権を侵害されている)。近年、とくにトランスジェンダーの人たちへの迫害、虐待が悪化しています。このような暴力扇動、差別扇動(ゼノフォビアなど)を行政として断固許さない態度を打ち出すべきですし、危機的状況を深刻に受け止める責任が流山市にもあります。	学校における教育や事業者への啓発は非常に重要であると認識しています。すでに小・中学校の児童生徒、教職員および市職員向けのジェンダー教育を実施しています。今後、本条例に基づき多様性の理解を深めるための教育の推進、広報及び啓発を進めます。	無	
19-1		全般	多様性や個性を尊重する社会というのは良い事だと思いますが、前提として、人はみな同じだと言う理解が必要だと思います。 他人と違う事ばかりを強調した多様性の尊重より、「人はみな違う所が多少あるけれど、同じ人間だ」と言う共同意識の方が大事だと私は考えます。 同じ人間だからこそ、理解しあい、認め合い、尊重できるのだと思います。 私は昨今の多様性ばかりを前面に推したものに違和感を覚えます。 違いばかりをハッキリさせては、他者と違う認識(差別)を生じてしまうのではないか。 人はみな同じ部分がある。同じ人間同士協力していこうと言う前提に立ちたいです。	本条例は、互いを認め合い、人権を尊重することを前提としていますが、御意見を踏まえて、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P1 我が国では、基本的人権が尊重され、法の下での平等が謳われた日本国憲法の下、さまざまな施策が行われている旨を明記します。
20-1	P1	第2条(定義)について (2)多様性	障害の有無等 目に見える身体的、一見しては判らない発達障害、自閉症、知的障害など様々です。	障害の定義については、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていることから、本条例においても、障害者基本法の定義と同じと考えていますので、条例の解説を修正します。	有 (解説)	(解説) P5 障害とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する定義と同じ旨を明記します。
20-2	P2	第6条(基本的施策)について (3)多様性に配慮した防災、災害対策	多様性に配慮した防災、災害対策 障害特性に応じた避難所の確保	災害用備蓄品に関しては、多様性の視点を考慮した物資の購入を進めており、引き続き多様性に配慮した備蓄を進めていきます。 また、災害時に開設した避難所において、障害のある方のそれぞれの障害特性に応じた避難所運営に努めます。	無	
21-1	P2	第6条(基本的施策)について (3)多様性に配慮した防災、災害対策	当事者に向けての防災・災害対策だけでなく、市民に向けての理解も必要な災害対策の一部だと考えます。 たとえば二次避難時における自閉症スペクトラム症の特性に配慮した対策と現場(避難所など)での周知、避難所でのヘルプマークの活用など。	災害時に開設した避難所において、障害のある方のそれぞれの障害特性に応じた避難所運営に努めます。その際、避難所でヘルプマークやヘルプカードを所持する方には声掛けをさせていただき、どのような支援が必要か確認をさせていただきます。 なお、避難所における、それぞれの障害特性に応じた工夫や必要な配慮については、市のホームページで周知をしていますので、引き続き広く周知がなされるよう努めます。	無	